

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年3月31日（平成29年（行個）諮問第63号）

答申日：平成30年6月11日（平成30年度（行個）答申第38号）

事件名：本人の労災請求に関して業務外通知をした調査に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「H28年特定月日付で特定労基署が本人の労災補償請求に関して業務外通知を為した調査に係る一件書類」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年11月17日付け山梨個開第28-38号により山梨労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

厚生労働省本署が把握していない黒塗りがされていること。

第三者からみて、顕著に「おかしい」とされるような黒塗りがされていること。

整骨院のレセプトにおいて、黒塗りの透かしや、版画のような処理が為されていること等不要な黒塗りが、決定的であること且つ、処分庁が提出した枚数に満たないこと。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）本件審査請求の経緯

ア 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成28年9月20日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「平成28年特定月日付で特定労働基準監督署が請求者の労災補償請求に関して業務外通知を為した調査

に係る一件書類」に係る開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁が平成28年11月17日付け山梨個開第28-38号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、請求者がこれを不服として、平成29年1月17日付け（同月18日受付）で審査請求を提起したものである。

（2）諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

なお、請求者が審査請求書の中で、「処分庁が提出した枚数に満たないこと」と主張している点について、諮問に際し、処分庁に確認したところ、これに係る事実は認められないことが確認できた。

（3）理由

ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、平成28年特定月日付で特定労働基準監督署が請求者の労災補償請求に関して業務外通知を為した調査に係る一件書類である。

イ 不開示情報該当性について

（ア）法14条2号の不開示情報

a 別表中、文書番号2の②、3、11、17、18の①、22、28の①、29の①、30の①、31の①、32の①、33の①、34の①、35の①、37の①、38の①、39の①、41の②、42、43の②、44の①、45、46、49及び54の不開示部分は、請求者以外の氏名、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 別表中、文書番号1の①、16、28の②、29の②、30の②、31の②、32の②、33の②、34の②、35の②、37の②、38の②、39の②、44の②及び53の①の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取をした内容等である。聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法14条2号

本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 法14条3号イの不開示情報

a 別表中、文書番号1の②、2の①、9、13、18の②、36、41の①、43の①及び53の②の不開示部分は、特定事業場の印影等であり、特定事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 別表中、文書番号5、6、7、14、16、20、23、24、26及び40の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。事業場の内部情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法14条3号ロの不開示情報

別表中、文書番号14、16、20、23、24、26及び40の不開示部分は、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(エ) 法14条7号柱書きの不開示情報

a 別表中、文書番号1の①、16、28の②、29の②、30の②、31の②、32の②、33の②、33の②、34の②、35の②、37の②、38の②、39の②、44の②及び53の①の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記(ア) bで既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合、被聴取者が心理

的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、被聴取者等が開示することに同意している場合は別として、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

- b 別表中、文書番号5, 6, 7, 14, 16, 20, 23, 24, 26及び40の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていなかった内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあることは、上記(イ) bで既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、事業場の内部情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、当該事業場が開示することに同意している場合は別として、法14条7号柱書きに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(4) 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

法43条1項の規定に基づき、平成29年3月31日付け厚生労働省発基0331第5号により諮問した平成29年(行個)諮問第63号に係る

諮問庁理由説明書につき、誤謬等が判明したため、以下のとおり修正を行う（下線部分が修正部分である。）。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 法14条2号の不開示情報

a 別表中、文書番号2の②、3、11、17、18の①、22、28の①、29の①、30の①、31の①、32の①、33の①、34の①、35の①、36、37の①、38の①、39の①、41の②、42、43の②、44の①、45、46、48、49及び54の不開示部分は、請求者以外の氏名、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 法14条3号イの不開示情報

a 別表中、文書番号1の②、2の①、9、13、18の②、~~36~~、41の①、43の①及び53の②の不開示部分は、特定事業場の印影等であり、特定事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

別表

文書番号	対象文書名	不開示を維持する部分	不開示情報 法14条該当号			
			2号	3号イ	3号ロ	7号柱書き
21	審査請求人が特定事業場へ提出した資料	11頁及び13頁の右上メモ書き部分、27頁の右下メモ書き部分、57頁の右上メモ書き部分並びに61頁の左側メモ書き部分	○			
35	聴取書⑨	①1頁2行目3文字目ないし最終文字、3行目3文字目ないし最終文字、4行目7文字目、8文字目、10文字目、12文字目、13文字目、5行目3文字	○			

		目ないし最終文字及び6行目11文字目ないし7行目4文字目、 <u>4頁2行目3文字目ないし最終文字</u> 、 <u>3行目3文字目ないし最終文字</u> 、 <u>4行目3文字目ないし最終文字</u> 、 <u>5行目7文字目</u> 、 <u>8文字目</u> 、 <u>10文字目</u> 、 <u>12文字目及び6行目11文字目ないし7行目4文字目</u>				
		② <u>1頁8行目ないし3頁17行目及び4頁8行目ないし8頁10行目の不開示部分</u>	○			○
36	保険給付実地調査復命書③	不開示部分全て	○			
48	診療録等④	1頁の氏名及び印影	○			

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年3月31日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月13日 審議
- ④ 平成30年4月13日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年5月17日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年6月7日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「H28年特定月日付で特定労基署が本人の労災補償請求に関して業務外通知を為した調査に係る一件書類」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書番号1ないし文書番号54に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めるとしている。

これに対して、諮問庁は、原処分で不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当

性について、以下、検討する。

2 不開示該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の5欄に掲げる部分）について

ア 通番18について

当該部分は、文書21を受領した特定事業場の担当者が記載した受領年月日、時刻、受領方法及び特定健康保険関係団体の電話番号等であり、法14条2号の個人に関する情報に該当するとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

イ 通番23について

当該部分は、特定労働基準監督署の担当官が審査請求人以外の個人から聴取した際の聴取書等に記載された被聴取者の氏名、生年月日、年齢、住所、職業及び審査請求人との関係であり、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報から推認できる情報であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

ウ 通番54について

当該部分のうち27頁は、医師の氏名であり、その余の部分は、医師の署名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

27頁の医師の氏名は、諮問庁が新たに開示するものと同じのものと認められ、また、その余の部分である医師の署名は、原処分が開示されているものと同じの署名と認められ、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、法14条2号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

エ 通番1及び通番58について

(ア) 当該部分のうち「事業場以外における当該労働者との相関図（家族・友人等）」の不開示部分には、審査請求人の家族等に関する情報が記載されている。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別

することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報から推認できる情報であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

また、当該部分を開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) その余の部分は、特定事業場の業務体制に関する情報であり、法14条2号の個人に関する情報に該当せず、また、当該部分は、特定事業場に勤務していた審査請求人には当然知り得る情報であり、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 通番9について

当該部分は、特定事業場から審査請求人に対して交付された臨時雇用通知書に押印された特定事業場の印影であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

カ 通番16について

当該部分は、特定医療機関の印影であり、諮問庁が新たに開示するものと同じの印影と認められ、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、これを開示しても、当該医療機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

キ 通番17及び通番20について

当該部分は、特定労働基準監督署の担当官が記述した保険給付実地調査復命書の別紙であり、原処分において開示されている部分及び諮問庁が新たに開示する部分から推認できる情報であり、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、労働基準監督機関が行う労災認定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。さらに、審査請求人に開示しないという条件を付す

ることが、当該情報の性質、当時の状況に照らして合理的であると認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番4, 通番25, 通番27, 通番29, 通番31, 通番33, 通番35, 通番37, 通番39, 通番40, 通番42及び通番44は、特定労働基準監督署の担当官が審査請求人以外の個人から聴取した際の聴取書等に記載された被聴取者の氏名, 職業, 住所, 生年月日, 年齢, 聴取場所及び審査請求人との関係であり, 通番10, 通番14, 通番18及び通番19は、特定事業場の担当者の氏名(姓), 肩書き又は印影であり, 通番48及び通番51は、健康保険関係団体の担当者の姓であり, 通番49は、柔道整復師の氏名, 印影及び口座情報であり, 通番56は、特定医療機関の担当者の氏名及び印影である。

当該部分は、被聴取者等ごとく一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

次に、法15条2項による部分開示について検討すると、個人の氏名, 職業, 住所, 生年月日, 年齢, 審査請求人との関係, 肩書き, 印影及び口座情報は、個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。また、その余の部分である聴取場所については、関係者にとって、当該個人を特定する手がかりとなり得るものであり、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番23は、1頁の「調査対象」欄の不開示部分であり、上記(1)イにおいて開示すべきとする部分と一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

次に、法15条2項による部分開示について検討すると、当該部分は、個人識別部分を開示すべきとしていることから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とする

ことが妥当である。

- (ウ) 通番 5, 通番 15, 通番 52, 通番 54, 通番 55 及び通番 57 は, 医師の署名又は印影である。

当該部分は, それぞれ一体として法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については, 当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため, 法 14 条 2 号ただし書イに該当せず, 同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また, 当該部分は個人識別部分であることから, 法 15 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって, 当該部分は, 法 14 条 2 号に該当し, 不開示とすることが妥当である。

- (エ) 通番 60 は, 地方労災医員の印影であり, 法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当する。

地方労災医員の氏名は「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」(平成 17 年 8 月 3 日付け情報公開に関する連絡会議申合せ)における「職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名」に該当し, 特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き, 開示することとされている。

しかしながら, 印影についてまで開示する慣行があるとは認められないことから, 上記(ウ)と同様の理由により, 当該部分は, 法 14 条 2 号に該当し, 不開示とすることが妥当である。

イ 法 14 条 2 号及び 7 号柱書き該当性について

- (ア) 通番 1 のうち 59 頁の「事業場(所属部署)内における当該労働者の位置づけ」欄の不開示部分及び通番 58 のうち 60 頁の「事業場(所属部署)内における当該労働者の位置づけ」欄の不開示部分には, 特定事業場等の関係者の氏名や肩書き等が記載されており, かつ, 聴取実施者には○印が付記されている。

聴取実施者の氏名及び間柄並びに聴取実施者であることを示す○印の有無は, 一体として法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当し, 同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず, 当該部分は一体として個人識別部分であることから, 法 15 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって, 当該部分は, 法 14 条 2 号に該当し, 同条 7 号柱書きについて判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 1 及び通番 5 8 のうち、特定労働基準監督署の担当官が聴取した被聴取者の職氏名及び審査請求人との関係に関する部分については、それぞれ法 1 4 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法 1 5 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 2 号に該当し、同条 7 号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番 2 6 の 1 9 頁 9 行目及び通番 2 8 の 4 頁 3 行目は、特定労働基準監督署の担当官が審査請求人以外の個人から聴取した際の聴取書に記載された被聴取者の署名及び印影であり、それぞれ一体として法 1 4 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法 1 5 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 2 号に該当し、同条 7 号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(エ) 通番 1 (上記 (ア) 及び (イ) を除く。)、通番 2 4、通番 2 6 (上記 (ウ) を除く。)、通番 2 8 (上記 (ウ) を除く。)、通番 3 0、通番 3 2、通番 3 4、通番 3 6、通番 3 8、通番 4 1、通番 4 3、通番 4 5、通番 5 3 及び通番 5 8 (上記 (ア) 及び (イ) を除く。) は、審査請求人以外の個人から聴取した内容又は特定労働基準監督署の担当官の求めに応じて提出された医師の意見であり、これらを開示すると、被聴取者等が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 7 号柱書きに該当し、同条 2 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法 1 4 条 2 号、3 号イ及びロ並びに 7 号柱書き該当性について

通番 1 3 は、特定事業場が特定労働基準監督署の担当官の求めに応じて提出した資料であり、当該事業場の内部管理情報である。これを開示すると、事業場及び関係者の労災認定の調査への協力をちゅ

うちよさせ、事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号並びに3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号イ該当性について

(ア) 通番11, 通番47及び通番50は、特定健康保険関係団体の印影であり、通番16は、特定医療機関の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、それにふさわしい形状のものであると認められ、これを開示すると、当該事業場等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番2, 通番3及び通番59は、一般に公にしていなない特定事業場の内部管理情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

オ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性について

通番6ないし通番8は、特定事業場が特定労働基準監督署の担当官の求めに応じて提出した特定事業場の内部管理情報に関する資料及びその名称であり、上記ウと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

カ 法14条3号イ及びロ並びに7号柱書き該当性について

通番12, 通番17及び通番20ないし通番22は、特定事業場が特定労働基準監督署の担当官の求めに応じて提出した特定事業場の内部管理情報に関する資料であり、通番46は、特定労働基準監督署の担当官が、特定事業場の了解を得て自ら取得した特定事業場に関する情報であり、上記ウと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、

特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、山梨労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について、山梨労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書の送付により、当該決定書記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別表の5欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文書番号 及び文書名		2 通 番	3 不開示を維持 する部分	4 不開示 情報該当 条項（法 14条）				5 開示すべき部 分
文 書 番 号	文 書 名			2 号	3 号 イ	3 号 ロ	7 号 柱 書 き	
1	精神障害の 業務起因性 判断のため の調査復命 書	1	① 14頁の調査結 果欄28行目ない し最終行, 15頁 の調査結果欄1行 目ないし20行 目, 16頁の調査 結果欄48行目な いし最終行, 17 頁の調査結果欄1 行目ないし9行 目, 18頁の調査 結果欄41行目な いし47行目, 1 9頁の調査結果欄 23行目ないし3 6行目, 22頁の 「3業務による心 理的負荷の有無及 びその内容」の調 査結果欄, 23頁 ないし28頁の不 開示部分, 29頁 の調査結果欄, 3 3頁及び34頁の 不開示部分, 35 頁の調査結果欄3 7行目ないし45	○			○	59頁の「事業場 (所属部署) 内 における当該労働 者の位置づけ」欄 の最下行及び「事 業場以外における 当該労働者との相 関図(家族・友人 等)」欄の不開示 部分

			行目, 36 頁ないし 45 頁の不開示部分, 53 頁の 3 行目 17 文字目ないし 4 行目最終文字, 6 行目ないし 10 行目, 28 行目 33 文字目ないし 29 行目並びに 59 頁の「事業場(所属部署)内における当該労働者の位置づけ」欄及び「事業場以外における当該労働者との相関図(家族・友人等)」欄の不開示部分					
		2	② 59 頁の 6 行目 13 文字目ないし 15 文字目及び 31 文字目ないし 33 文字目		○			なし
2	資料目次	3	① 3 頁の項目 69, 70, 78, 80, 81 及び 82 の不開示部分, 4 頁の項目 93 の不開示部分並びに 5 頁の項目 128 の不開示部分		○			なし
		4	② 6 頁の項目 137 ないし 147 の不開示部分	○				なし
3	請求書等	5	1 頁, 3 頁及び 5 頁の不開示部分	○				なし
4	関係資料①	-	なし	-	-	-	-	-

5	報告書等	6	15頁の不開示部分		○		○	なし
6	関係資料②	7	6頁及び7頁		○		○	なし
7	関係資料③	8	不開示部分全て		○		○	なし
8	就業規則	—	なし	—	—	—	—	—
9	臨時雇雇用通知書	9	不開示部分全て		○			全て
10	審査請求人関係資料	—	なし	—	—	—	—	—
11	勤務表	10	18頁の印影	○				なし
12	健康診断個人票	—	なし	—	—	—	—	—
13	健康保険証	11	1頁の法人印影		○			なし
14	関係資料④	12	不開示部分全て		○	○	○	なし
15	関係資料⑤	—	なし	—	—	—	—	—
16	関係資料⑥	13	不開示部分全て	○	○	○	○	なし
17	自動車通勤申請書	14	不開示部分全て	○				なし
18	意見書等	15	① 2頁の印影部分並びに3頁の署名及び個人印影	○				なし
		16	② 3頁ないし6頁の法人印影		○			4頁ないし6頁の法人印影
19	関係資料⑦	—	なし	—	—	—	—	—
20	保険給付実地調査復命書①	17	1頁を除く不開示部分全て		○	○	○	2頁の1行目, 2行目, 3行目1文字目ないし10文字目, 13文字目ないし20文字目及び25文字目ないし5行目

2 1	審査請求人が特定事業場へ提出した資料	1 8	1 1 頁及び 1 3 頁の右上メモ書き部分, 2 7 頁の右下メモ書き部分, 5 7 頁の右上メモ書き部分並びに 6 1 頁の左側メモ書き部分	○				1 1 頁の右上メモ書き部分のうち 1 行目及び 2 行目 3 文字目, 1 3 頁の右上メモ書き部分のうち 1 文字目ないし 1 8 文字目, 2 7 頁の右下メモ書き部分のうち 1 行目ないし 2 行目 1 3 文字目及び 3 行目, 5 7 頁の右上メモ書き部分並びに 6 1 頁の左側メモ書き部分のうち 1 行目, 2 行目及び 3 行目 5 文字目ないし 5 行目
2 2	関係資料⑧	1 9	不開示部分全て	○				なし
2 3	保険給付実地調査復命書②	2 0	1 頁を除く不開示部分全て		○	○	○	2 頁の 1 行目, 2 行目, 3 行目 1 文字目ないし 1 0 文字目, 1 3 文字目ないし 2 0 文字目及び 2 5 文字目ないし 1 8 行目並びに 2 8 行目ないし 3 2 行目
2 4	関係資料⑨	2 1	3 頁の不開示部分		○	○	○	なし
2 5	面談シート	—	なし	—	—	—	—	—
2 6	関係資料⑩	2 2	不開示部分全て		○	○	○	なし
2 7	聴取書①	—	なし	—	—	—	—	—

2 8	聴取書②	2 3	① 1 頁の不開示部分， 2 頁の 3 行目 7 文字目ないし最終文字， 4 行目 7 文字目， 8 文字目， 10 文字目， 11 文字目， 13 文字目， 14 文字目， 17 文字目及び 18 文字目， 5 行目 3 文字目ないし最終文字， 6 行目 3 文字目ないし最終文字， 7 行目 7 文字目ないし最終文字， 8 行目 7 文字目， 8 文字目， 10 文字目， 12 文字目， 15 文字目及び 16 文字目， 9 行目 3 文字目ないし最終文字並びに 10 行目 3 文字目及び 4 文字目	○				1 頁の「調査官意見」欄の不開示部分， 2 頁 3 行目 7 文字目ないし最終文字， 4 行目 7 文字目， 8 文字目， 10 文字目， 11 文字目， 13 文字目， 14 文字目， 17 文字目及び 18 文字目， 5 行目 3 文字目ないし最終文字， 6 行目 3 文字目ないし最終文字， 7 行目 7 文字目ないし最終文字， 8 行目 7 文字目， 8 文字目， 10 文字目， 12 文字目， 15 文字目及び 16 文字目， 9 行目 3 文字目ないし最終文字並びに 10 行目 3 文字目及び 4 文字目
		2 4	② 2 頁の 13 行目ないし 19 頁 12 行目の不開示部分	○		○	なし	
2 9	聴取書③	2 5	① 1 頁の不開示部分， 2 頁の 2 行目 3 文字目ないし最終文字， 3 行目 4 文字目ないし 4 行目， 5 行目 3 文字目ないし最終文字， 6 行目 3 文字目， 4 文字目， 6	○			なし	

			文字目， 8 文字目， 9 文字目， 13 文字目及び 14 文字目並びに 7 行目 1 1 文字目ないし 2 8 文字目					
		26	② 2 頁の 9 行目ないし 1 9 頁の 9 行目の不開示部分	○			○	なし
30	聴取書④	27	① 1 頁の不開示部分， 2 頁の 2 行目 3 文字目ないし最終文字， 3 行目 3 文字目ないし 4 行目， 5 行目 3 文字目ないし最終文字並びに 6 行目 3 文字目， 4 文字目， 6 文字目， 8 文字目， 9 文字目， 13 文字目及び 14 文字目	○				なし
		28	② 2 頁の 9 行目ないし 4 頁の 3 行目の不開示部分	○			○	なし
31	聴取書⑤	29	① 1 頁の不開示部分， 2 頁の 2 行目 3 文字目ないし最終文字， 3 行目 4 文字目ないし最終文字， 4 行目 3 文字目ないし最終文字， 5 行目 3 文字目， 4 文字目， 6 文字目， 8 文字目， 9 文字目， 13 文字目及び 14	○				なし

			文字目並びに 6 行 目 1 1 文字目ない し 7 行目 4 文字目					
		3 0	② 2 頁の 8 行目な いし 1 5 頁の 1 行 目の不開示部分	○			○	なし
3 2	聴取書⑥	3 1	① 1 頁の不開示部 分, 2 頁の 2 行目 3 文字目ないし最 終文字, 3 行目 4 文字目ないし 4 行 目最終文字, 5 行 目 3 文字目ないし 最終文字, 6 行目 3 文字目, 4 文字 目, 6 文字目, 8 文字目, 1 2 文字 目及び 1 3 文字目 並びに 7 行目 1 1 文字目ないし 8 行 目 4 文字目	○				なし
		3 2	② 2 頁の 8 行目な いし 4 頁の 1 1 行 目の不開示部分	○			○	なし
3 3	聴取書⑦	3 3	① 1 頁の 3 行目 3 文字目ないし 4 行 目, 5 行目 3 文字 目ないし最終文字 及び 7 行目 1 1 文 字目ないし 8 行目 4 文字目	○				なし
		3 4	② 1 頁の 9 行目な いし 6 頁の 1 4 行 目の不開示部分	○			○	なし
3 4	聴取書⑧	3 5	① 1 頁の 2 行目 3 文字目ないし最終 文字, 3 行目 3 文	○				なし

			字目ないし 4 行目, 5 行目 3 文字目ないし最終文字, 6 行目 3 文字目, 4 文字目, 6 文字目, 8 文字目, 9 文字目, 13 文字目及び 14 文字目並びに 7 行目 11 文字目ないし 8 行目 4 文字目				
		3 6	② 1 頁の 9 行目ないし 7 頁の 11 行目の不開示部分	○			○ なし
3 5	聴取書⑨	3 7	① 1 頁の 2 行目 3 文字目ないし最終文字, 3 行目 3 文字目ないし最終文字, 4 行目 7 文字目, 8 文字目, 10 文字目, 12 文字目及び 13 文字目, 5 行目 3 文字目ないし最終文字並びに 6 行目 11 文字目ないし 7 行目 4 文字目並びに 4 頁の 2 行目 3 文字目ないし最終文字, 3 行目 3 文字目ないし最終文字, 4 行目 3 文字目ないし最終文字, 5 行目 7 文字目, 8 文字目, 10 文字目及び 12 文字目並びに 6 行	○			なし

			目 1 1 文字目ないし 7 行目 4 文字目					
		3 8	② 1 頁の 8 行目ないし 3 頁の 1 7 行目及び 4 頁の 8 行目ないし 8 頁の 1 0 行目の不開示部分	○			○	なし
3 6	保険給付実地調査復命書③	3 9	不開示部分全て	○				なし
3 7	聴取書⑩	4 0	① 1 頁の 2 行目 3 文字目ないし最終文字, 3 行目 3 文字目ないし 4 行目, 5 行目 3 文字目ないし最終文字, 6 行目 7 文字目, 8 文字目, 1 0 文字目, 1 2 文字目, 1 6 文字目及び 1 7 文字目並びに 7 行目 1 0 文字目ないし 8 行目 3 文字目	○				なし
		4 1	② 1 頁の 9 行目ないし 3 頁の 1 行目の不開示部分	○			○	なし
3 8	聴取書⑪	4 2	① 1 頁の 2 行目 3 文字目ないし最終文字, 3 行目 3 文字目ないし 4 行目, 5 行目 3 文字目ないし最終文字, 6 行目 7 文字目, 8 文字目, 1 0 文字目, 1 2 文	○				なし

			字目， 16文字目及び17文字目並びに7行目10文字目ないし8行目3文字目					
		43	② 1頁の9行目ないし3頁の1行目の不開示部分	○			○	なし
39	聴取書⑫	44	① 1頁の2行目3文字目ないし最終文字， 3行目3文字目ないし4行目， 5行目3文字目ないし最終文字， 6行目7文字目， 8文字目， 10文字目， 12文字目， 16文字目及び17文字目並びに7行目10文字目ないし8行目3文字目	○				なし
		45	② 1頁の9行目ないし6頁の11行目の不開示部分	○			○	なし
40	保険給付実地調査復命書④	46	不開示部分全て		○	○	○	なし
41	受診履歴①	47	① 1頁の法人印影		○			なし
		48	② 1頁の担当者氏名	○				なし
42	受診履歴②	49	不開示部分全て	○				なし
43	受診履歴③	50	① 2頁の法人印影		○			なし
		51	② 2頁の担当者氏	○				なし

		1	名					
4 4	意見書等	5 2	① 1 頁の署名及び 印影	○				なし
		5 3	② 2 頁の項目 3 の 5 行目 8 文字目な いし 6 行目, 項目 4 の記載全て及び 3 頁の項目 8 の 1 行目 3 2 文字目な いし 2 行目	○			○	なし
4 5	診療録等①	5 4	個人署名及び印影 に係る不開示部分 全て	○				2 7 頁の医師氏名 及び 3 2 頁ないし 7 3 頁の署名
4 6	診療録等②	5 5	個人署名及び印影 に係る不開示部分 全て (1 0 7 頁, 1 1 0 頁及び 1 1 1 頁を除く。)	○				なし
4 7	診療録等③	—	なし	—	—	—	—	—
4 8	診療録等④	5 6	1 頁の氏名及び印 影	○				なし
4 9	診療録等⑤	5 7	8 頁の印影	○				なし
5 0	診療録等⑥	—	なし	—	—	—	—	—
5 1	労働時間集 計表	—	なし	—	—	—	—	—
5 2	平均賃金調 査書	—	なし	—	—	—	—	—
5 3	医学的意見 の要否等に 係る調査復 命書	5 8	① 1 9 頁の調査結 果欄 1 8 行目ない し 2 0 頁の 1 0 行 目, 2 1 頁の調査 結果欄 3 9 行目な いし最終行, 2 3 頁の調査結果欄 3	○			○	6 0 頁の事業場内 における当該労働 者の位置づけ欄の 最下行及び 6 1 頁 の事業場以外にお ける当該労働者と の相関図 (家族・

			<p>1 行目ないし 3 7 行目, 2 4 頁の調査結果欄 1 3 行目 1 2 文字目ないし 2 6 行目, 2 8 頁ないし 3 3 頁の不開示部分, 3 4 頁の調査結果欄の不開示部分, 3 8 頁及び 3 9 頁の不開示部分, 4 1 頁ないし 5 0 頁の不開示部分, 5 1 頁の調査結果欄 1 行目ないし 1 2 行目, 5 8 頁の 1 6 行目 1 7 文字目ないし 1 7 行目, 1 9 行目ないし 2 3 行目及び 4 1 行目 3 3 文字目ないし 4 2 行目, 6 0 頁の「事業場(所属部署)内における当該労働者の位置づけ」欄の不開示部分並びに 6 0 頁及び 6 1 頁の「事業場以外における当該労働者との相関図(家族・友人等)」欄の不開示部分</p>				友人等)」欄の不開示部分
		5 9	<p>② 6 0 頁の当該労働者の日常業務欄 1 4 行目 1 3 文字目ないし 1 5 文字</p>		○		なし

			目及び 3 1 文字目 ないし 3 3 文字目				
5 4	意見書②	6 0	7 頁の印影	○			なし